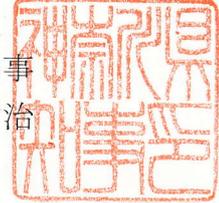


文第9号
平成24年6月1日

公益財団法人藤沢市みらい創造財団
小野 晴弘 様

神奈川県知事
黒岩 祐治



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成24年6月1日 から 平成29年5月31日 まで